

○胎内市子育て世帯移住支援金交付要綱

令和6年4月1日

告示第55号

(趣旨)

第1条 市長は、子育て世帯の移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して実施する胎内市子育て世帯移住・就業等支援事業に関して、予算の範囲内において子育て世帯移住支援金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第1号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付金額)

第2条 子育て世帯移住支援金の交付金額は、申請時において次条の要件を満たす者の申請に基づき、1世帯当たり50万円とする。

2 子育て世帯移住支援金は、胎内市移住支援金交付要綱（令和元年告示第4号）に基づく移住支援金（以下「移住支援金」という。）又は胎内市中小企業等支援事業補助金交付要綱（平成30年告示第42号）第2条第8号に規定するはたらく支援事業に係る補助金と重複して受けることはできない。

(対象者要件)

第3条 子育て世帯移住支援金の対象者は、第1号に掲げる要件に該当し、かつ、第2号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当する者であって、第6号の要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件として次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。

（ア）住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都（23区を除く。）及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44

年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住をしていたこと。

(イ)住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。

(ウ)新潟県移住・就業等支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領の第5の1(1)①(ア)に定める移住元に関する要件に該当しないこと

イ 移住先に関する要件として、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当すること。

(ア)胎内市に住民票を移して転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)をしたこと。

(イ)新潟県において新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

(ウ)子育て世帯移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(エ)胎内市に、子育て世帯移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア)暴力団員(胎内市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(イ)日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ)その他新潟県又は胎内市が子育て世帯移住支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

(2)就業に関する要件として、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア イに掲げる者以外に該当する場合に関する要件として、次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当すること。

(ア)勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ)就業先が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職を務めている法人等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人等に就業していること。

(オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人等に、子育て世帯移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合の要件として、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、子育て世帯移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件として、次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、胎内市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 胎内市や胎内市の地域の人々と関わりを有する者（以下「関係人口」という。）に関する要件として、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 胎内市に転入する前に、胎内市が設置するたいないサポーターズクラブに登録していること。

イ 胎内市に転入する日前2年以内に、胎内市が実施する移住体験ツアーに参加した経験を有すること又は移住体験住宅（胎内市お試し移住体験制度実施要綱（平成29年告示第102号）第2条に規定する移住体験住宅をいう。）の利用経験を有すること。

(5) 起業に関する要件として、県実施要領第6に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 子育て世帯に関する要件として、次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が移住元において、住民票の上で同一世帯に属していたこと。

イ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が子育て世帯移住支援金の申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること。

ウ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、新潟県において新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

エ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（交付申請）

第4条 子育て世帯移住支援金の交付を希望する者は、胎内市子育て世帯移住支援金交付申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、子育て世帯移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに胎内市子育て世帯移住支援金交付決定通知書（様式第3号）を当該申請者に交付し、子育て世帯移住支援金を交付するものとする。

2 市長は、審査の結果、子育て世帯移住支援金を交付することが不相当であると認める場合又は予算上の理由等により当該年度における子育て世帯移住支援金の交付ができない場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還の請求)

第6条 市長は、子育て世帯移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定めるとおり子育て世帯移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる子育て世帯移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして胎内市が新潟県と協議して認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等を行っていた場合 全額

(2) 子育て世帯移住支援金の申請日から3年未満のうちに胎内市から転出した場合
全額

(3) 第3条第2号に掲げる要件を満たす子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額

(5) 子育て世帯移住支援金の申請日から3年以上5年以内に胎内市から転出した場合
半額

(交付申請及び返還に係る情報提供)

第7条 胎内市は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める情報を速やかに新潟県に提供するものとする。

(1) 第4条に規定する交付申請があったとき 子育て世帯移住支援金の申請情報、子育て世帯移住支援金受給者の就業先情報

(2) 前条に規定する返還請求を行うとき 子育て世帯移住支援金返還対象者に関する情報

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、胎内市が新潟県と協議して定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(あて先)胎内市長

年 月 日

胎内市子育て世帯移住支援金交付申請書

胎内市子育て世帯移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、胎内市子育て世帯移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 胎内市子育て世帯移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

胎内市子育て世帯移住支援金の種類	就業	起業	同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
	テレワーク	関係人口	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)*1

別紙1「胎内市子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「胎内市子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
以下に記載する移住支援金の移住元に関する要件※2に該当しない。	A. 該当しない	B. 該当する
申請日から5年以上継続して、胎内市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
世帯員全てが暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 胎内市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

*1 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、子育て世帯移住支援金の支給対象となりません。

※2 移住支援金の移住元に関する要件

- | | |
|---|--|
| a | 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島復興法(昭和28年法律第72号)、半島復興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。 |
| b | 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該年の起算点とすることができる。) |
| c | ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 |

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (テレワークによる移住者のみ記載)移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()

※添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②別紙1(誓約事項)、別紙2(個人情報取扱)
- ③移住元に関する要件を満たすことが確認できる住民票除票の写し(世帯員分を含む)
- ④転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証する書類
- ⑤振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し

【該当する要件ごとに必要となる書類】

- <要件を満たす就業をした場合>
 - ⑥就業先企業等の就業証明書(雇用形態、応募日等を確認できる書類)(様式第2号)
- <要件を満たす起業をした場合>
 - ⑦起業支援金の交付決定通知書の写し
- <テレワークの要件に該当する場合>
 - ⑧所属先企業等の就業証明書(自己の意思等を確認できる書類)(様式第2号の2)
- <胎内市が移住支援事業の対象として認める関係人口の場合>
 - ⑨当該関係人口であることを証する書類

管理コード(新潟県及び胎内市使用欄)	
--------------------	--

(様式第 1 号別紙 1)

胎内市子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 胎内市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び胎内市から調査を求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、胎内市子育て世帯移住支援金交付要綱第 6 条の規定に基づき、速やかに胎内市に報告し、胎内市子育て世帯移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 胎内市子育て世帯移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 胎内市子育て世帯移住支援金の申請日から 3 年未満に胎内市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 胎内市子育て世帯移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に胎内市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 胎内市子育て世帯移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(様式第 1 号別紙 2)

胎内市子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び胎内市は、胎内市子育て世帯移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び胎内市は、当該個人情報について、胎内市子育て世帯移住・就業等支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

(あて先)胎内市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書(胎内市子育て世帯移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

胎内市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び胎内市の求めに応じて、新潟県及び胎内市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2(第4条関係)

(テレワーク)

年 月 日

(あて先)胎内市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書(胎内市子育て世帯移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

胎内市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び胎内市の求めに応じて、新潟県及び胎内市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

胎内市長

胎内市子育て世帯移住支援金交付決定通知書

胎内市子育て世帯移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり胎内市子育て世帯移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

胎内市子育て世帯移住支援金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※胎内市子育て世帯移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 胎内市は、胎内市子育て世帯移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、以下の場合には、胎内市子育て世帯移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - 申請に当たって、虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合：全額
 - 申請日から3年未満に胎内市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - 申請日から3年以上5年以内に胎内市以外の市区町村に転出した場合：半額（就業の場合）
 - 申請日から1年以内に胎内市子育て世帯移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
- 胎内市は、胎内市補助金等交付規則第23条の規定に基づき、胎内市子育て世帯移住・就業等支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード

--

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号の 2 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)